



50年ぶりに見直された「下請法」の運用基準

平成28年12月、公正取引委員会は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という）の運用指針を定めた下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（以下「運用基準」という）を改正した。

下請代金の支払いについては、昭和41年3月発出による「下請代金支払手形のサイトの短縮について」という通達以来、50年ぶりに見直された。

具体的には、中小企業庁長官と公正取引委員会事務総長の連名により、全国約21万社の親事業者及び約870の業界団体に対して「下請代金の支払いについて」という文書が通知され、その内容は次の3点である。

①下請代金の支払いは可能な限り現金ですること。②手形等による場合は、割引料を下請業者に負担させることがないように、下請代金の額を十分に協議すること。③手形サイトは120日（繊維業については90日）を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努めること。

下請法には親事業者の義務や禁止事項が規定されているが、条文の文言が抽象的でどのような事例が違反になるのか、必ずしも明確でない。そこで公正取引委員会は運用基準を定め、この基準をもとに監督を行っている。今般の運用基準の改正により、違反行為事例についても、現行の66事例から141事例に大幅に追加され（事例の改正は13年ぶり）、運用の強化が図られた。主な事例として、下請代金の額から一定額を差し引くこと（「減額」の事例）や量産品と同単価で補給品を発注すること（「買ったたき」の事例）、合理性の無い定期的な原価低減要請をすること（「買ったたき」の事例）、また「不当な経済上の利益提供要請」の事例として型・治具の無償保管要請をすること等が追加された。

公取委では毎年下請法の運用状況を発表しているが、下請法違反に対する指導件数は年々増加しており、2015年度は5,980件、2016年度は過去最多の6,302件となっている。

現在、下請業者のための無料相談窓口「下請かけこみ寺」が全都道府県に設置されており、また中小企業庁では、平成29年1月より適正取引への取組みを促進するため取引調査員（下請Gメン）を配置して、下請中小企業を訪問し問題があれば、親事業者などに適正な取引を促している。

本改正を機に、親事業者の下請事業者への取引の公平性が保たれ、下請事業者の本来の利益が保護されることが期待される。

（執筆：EMC（協） 中小企業診断士 山辺俊夫）

JRS経営情報の中から、次のコンテンツを参考にしてください。

- 下請法/中小企業でも親会社としての規制を受けることがある・・・(2009-0055)
 - 禁止されている優越的地位の濫用行為のいろいろ・・・(2010-0305)
 - 独占禁止法等による優越的地位の濫用行為の禁止・・・(2010-0304)
 - 資材取引の基本を守る/下請法の遵守・・・(2006-1839)
- ()内は情報番号です

なお、お客様にコンテンツを提供される場合には、最初のページに「サンプル」と表示してください。またお探しの情報が不明な場合はご連絡ください。(☎0120-89-0240)